

西予市物品の買入れ等指名競争入札参加者選定基準

(趣旨)

第1条 この訓令は、西予市が発注する物品の買入れ、物品の製造の請負及び修繕並びに役務提供業務委託等(以下「業務等」という。)に係る指名競争入札を行う場合の参加者(以下「指名業者」という。)の選定に関して、必要な事項を定めるものとする。

(指名業者の選定)

第2条 業務等の指名業者の選定は、競争入札参加資格審査申請に基づき、入札参加資格者名簿に登録されている者(以下「名簿登録者」という。)のうちから行うものとする。

(選定の際の留意事項)

第3条 指名業者の選定は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1) 不誠実な行為の有無

(2) 経営及び信用の状況

(3) 市における指名及び受注の状況

ア 当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏らないようにすること。

イ 市が既に発注した業務等の手持ち状況及び進捗状況から見て、発注予定の業務等に同時に履行する能力があるかどうかを勘案すること。

ウ 市が過去に発注した同種業務等の指名・受注状況及び履行実績を勘案すること。

(4) 当該契約履行に対する地理的条件

(5) 当該契約履行に対する技術又は設備の有無

ア 発注予定業務等の種類に応じ、当該業務等を履行するに足りる技術者、資機材等が確保できると認められること。

イ 発注予定業務等と同種の業務等について相当の履行実績があること。

(6) その他特に必要と認められる事項

2 指名業者を選定する場合において、その指名順位は、次に掲げる順位に基づいて行うものとする。

(1) 市内業者(市内に本店・本社(以下「本店等」という。)を有する者)

(2) 準市内業者(市内に支店・営業所等(以下「支店等」という。)を有する者)

(3) 近隣業者(愛媛県南予地域に本店等・支店等を有する者)

(4) 県内業者(愛媛県内に本店等・支店等を有する者)

(5) 県外業者(愛媛県外に本店等・支店等を有する者)

(指名の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は指名することができない。

(1) 西予市建設工事入札参加資格停止措置要綱(平成16年西予市告示第583号)による資格停止期間中である者

(2) 市の指示に従わない等不誠実な行為のある者

(3) 市が発注した契約の履行が不適正である者

(4) 経営状況が著しく不健全である者

(5) 事務協同組合を指名した場合における当該組合の組合員である者

(6) 契約の履行に当たり法令上必要とされる資格を有しない者

(7) 契約の履行に当たり必要とされる特殊な技術、機械器具又は設備を有しない者

(8) 前各号に定める者のほか、指名することが不適切と認められる者

(指名業者数)

第5条 指名業者の数は、次の表のとおりとする。ただし、特別の事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

区 分	予定価格の範囲	指名業者数
物品の買入れ	10万円未満	1者以上
	10万円以上80万円未満	2者以上
	80万円以上500万円未満	3者以上
	500万円以上1,000万円未満	4者以上
	1,000万円以上	5者以上
修繕又は物品の製造の請負(印刷等の製造の請負及び物品の修理も含む。)	10万円未満	1者以上
	10万円以上130万円未満	2者以上
	130万円以上500万円未満	3者以上
	500万円以上1,000万円未満	4者以上
	1,000万円以上	5者以上
役務提供業務委託 (建設工事に関する調査、測量及び設計業務も含む。)	10万円未満	1者以上
	10万円以上50万円未満	2者以上
	50万円以上500万円未満	3者以上
	500万円以上1,000万円未満	4者以上

	1,000万円以上	5者以上
--	-----------	------

(選定の特例)

第6条 次の各号のいずれかに該当する業務等であって市長が特に必要と認め
た場合は、第2条の規定にかかわらず、名簿登録者以外の者を選定することが
できる。

- (1) 特殊な技術又は経験を必要とする場合
- (2) 災害その他の理由により緊急を要する場合
- (3) 名簿登録者から選定できない場合
- (4) その他特別な事情を有する場合

(中小企業への配慮)

第7条 指名業者の選定に際しては、官公需についての中小企業者の受注の確
保に関する法律(昭和41年法律第97号)の趣旨に基づき、中小企業者の受注機
会の確保に配慮して行う。

(随意契約への準用)

第8条 この基準は、随意契約による業務等の場合も準用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。